

平成 27 年度の取り組み概要について

1 発生抑制・排出抑制について

(1)生ごみの減量（生ごみ処理機器の普及啓発）

	補助率等		補助個数			
	平成 24 年 9 月以前	平成 24 年 10 月以降	H23	H24	H25	H26
コンポスト型	購入金額の 1/2 以内 （上限額 3,000 円） 1 世帯あたり 1 個/年	購入金額の 3/4 以内 上限額・個数制限なし	48	537	112	25
堆肥化促進箱	購入金額の 1/2 以内 （上限額 3,000 円） 1 世帯あたり 2 個/年	購入金額の 3/4 以内 上限額・個数制限なし	1	55	27	1
電動型	購入金額の 1/2 以内 （上限額 20,000 円） 1 世帯あたり 1 台/年	購入金額の 3/4 以内 上限額 60,000 円	9	345	179	65

補助率等の拡充とコンポストのあっせんにより、平成 24 年度は補助個数が大幅に増加した。平成 26 年度の補助個数実績は、平成 24 年度の 1 割程度となっている。

平成 27 年度は、生ごみ処理機器設置費補助金の補助率の見直しを行い、引き続き購入助成を行うとともに、購入者を対象としたアンケート結果を公表し、生ごみ処理機器の普及を図る。

合わせて、食べ残し削減や生ごみの水切りなど、生ごみ減量方法も併せて周知啓発に努める。

(2)事業系ごみの処理責任の明確化

事業系ごみの適正処理について周知徹底を図るとともに、展開調査や立入調査等によりごみの処理状況を確認し、指導徹底を図るとともに資源化、減量化についても、周知啓発に努める。

(3)ごみ有料化、事業系ごみ手数料の見直し

現在市としては、まずはごみ減量化の取り組みを優先することとし、ごみ減量分別説明会等で普及啓発に努めている。

当審議会でいただいた答申を重く受け止め、ごみの有料化について、引き続き検討を行う。

(4)資源化の推進

紙ごみ分別の徹底

平成 24 年度にビニール袋に入れて出すことも可能と変更。

燃やせるごみの中には資源化が可能な紙類が未だ多く含まれており、引き続き分別の徹底を呼び掛けるとともに、事例を示すなど取り組みやすいよう普及啓発に努める。

シュレッダー紙ごみの資源化

平成 24 年度は、公共施設からの排出分で試験的に資源化実施。

平成 25 年度より、持込日（年 10 回）に直接搬入してもらう方法で実施している。

事業者へも積極的に呼びかけを行うとともに、平日に直接搬入することも可能として周知し、回収資源量の増加に努める。

布類の資源化

平成 24 年度、綿以外の衣類も資源化。

平成 26 年度より、ビニール袋・紙袋に入れて出すことも可能とし、利便性を向上させた。引き続き、周知を行い回収資源量の増加に努める。

不用品情報掲示板の設置

「広報いといがわおしらせばん」、市ホームページ、市内 3 か所の掲示板で案内を継続して実施する。

(5)エコショップ制度

平成 26 年度に市民の 3 R 活動の推進のため、事業を開始した。認定要件は、次のとおりで、2 項目以上の実施があれば認定を行う。今後は、認定店の獲得に向けた周知啓発活動を中心に行い、制度の充実を図る。

簡易包装の推進（包装の簡素化、ばら売り等）

レジ袋の削減（配布の抑制、スタンプカード、マイバックの販売等）

資源回収の推進（店頭回収の実施）

リサイクルの推進（商品の修理・下取り、リサイクルショップ等）

食べ残し減量の推進（小盛りメニュー等の導入等）

事業所内でのごみ減量及びリサイクルの推進

市の拠点回収への協力

2 収集・運搬について

今年度同様

3 中間処理について

(1)燃やせるごみ（ごみ処理施設：清掃センター）

既設施設の耐用状況（稼働状況）等を勘案し、次期処理施設の整備に向けて計画的に検討を進める必要があり、平成 23 年 9 月「糸魚川市ごみ処理施設あり方検討委員会」を設置。

平成 23～24 年度にかけ 6 回委員会を開催し、平成 24 年 10 月に「糸魚川市の次期ごみ焼却施設の整備のあり方」をまとめとした。

平成 25 年度は、糸魚川市一般廃棄物最終処分場が所在する大野区から、掘り起こし再生事業実施の要望があったことを受け、ごみ処理基本構想検討委員会を設置し、焼却施設、リサイクル、最終処分のあり方等について総合的に検討を重ね、本年度、「ごみ処理施設等整備に関する検討結果」を取りまとめる予定としている。平成 27 年度は、検討結果を受け、ごみ処理施設の基本設計等の建設準備に着手する。

(2)燃やせないごみ

- ・平成 23 年 1 月以降
市内民間施設で分別・破砕処理し、処理後の残さについてはエコパークいずもざき（新潟県環境保全事業団：出雲崎町）で埋め立て処分。
- ・平成 24 年 1 月以降
処理の過程で出る廃プラスチックについて、工業用燃料としての資源化に向け市外民間企業へ処理委託。
- ・平成 24 年 5 月以降
市内セメント会社で、廃プラスチックのセメント原燃料化に向けてテスト運用。
- ・平成 25 年 8 月以降
市内セメント会社で、ガラス陶磁器類のセメント原燃料化に向けてテスト運用。
廃プラスチック等の資源化を継続するとともに、最終処分量の削減に向けその他資源化の検討を継続する。
- ・平成 27 年度以降
市内セメント会社で、これまで埋立処分していた残渣（廃プラスチック及びガラス陶磁器類等の混合物）のセメント原燃料化に向けてテスト運用。
残渣をセメント処理することにより、一層の埋立処分量の削減を図る。
残渣については、エコパークいずもざきの他、一部（約 50 トン）を山形県内の民間事業者で設置する一般最終処分場へ処分を委託。

4 最終処分について

現在は市内最終処分場での埋立を停止していることから、当面は外部委託処理で対応する。

現処分場における、水銀を多く含む廃棄物の場域外搬出処理を行い、適正化を完了するとともに新たな処分場整備の早期着手に向けて、関係団体と協議を進める。